

### 交通機関の不通・自然災害等による休講の取り扱い

自然災害等による損壊・停電等又はストライキなどにより交通機関が不通（運休、運転見合わせを含む）の場合、緊急時の休講の取り扱いは以下のとおりとします。

1. 交通機関が不通（運休、運転見合わせ等）の場合は、次のとおりとする。

休講の取り扱い	
午前6時の時点で交通機関が不通（運休、運転見合わせを含む）の場合	1時限・2時限の授業を休講とする。
午前10時の時点で交通機関が不通（運休、運転見合わせを含む）の場合	3時限・4時限の授業を休講とする。
午後1時の時点で交通機関が不通（運休、運転見合わせ含む）の場合	5時限以降の授業を休講とする。
以上の「交通機関の不通（運休、運転見合わせを含む）」とは、次の①、②のいずれかの場合を言う。	
①京王井の頭線全線が不通（運休、運転見合わせを含む）の場合	
②京王井の頭線が運行していても、以下の交通機関のうち2路線以上が不通（運休、運転見合わせを含む）の場合	
・京王線全線                      ・小田急線（新宿―相模大野間）                      ・山手線全線	
・中央線（新宿―高尾間）	

2. 自然災害の警報が発令された場合は、次のとおりとする。

東京23区西部地区に「暴風警報」又は「大雨警報」いずれかが発令中の場合は、休講とする。

休講の取り扱い	
午前6時の時点で「暴風警報」又は「大雨警報」いずれかが発令中の場合	1時限・2時限の授業を休講とする。
午前10時の時点で「暴風警報」又は「大雨警報」いずれかが発令中の場合	3時限・4時限の授業を休講とする。
午後1時の時点で「暴風警報」又は「大雨警報」いずれかが発令中の場合	5時限以降の授業を休講とする。

3. 休講情報の提供は、以下の方法により行います。

- (1) 全学生へ T-Navi にて送信
- (2) 専任教員は大学用メールアドレス、兼任教員はご指定のアドレスへ送信
- (2) 本学ホームページ及び携帯電話のホームページ <https://www.takachiho.jp/>
- (3) 高千穂大学公式 Facebook、Twitter
- (4) 学内掲示